

平成29年度 埼玉県DV防止基本計画における施策の実施状況

施策の方向	実施した主な施策
基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進	
1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	○With You さいたまにおけるDV防止フォーラムの実施 ○DV防止フォーラム関連取組（パープルリボンプロジェクト、DV防止関連展示）○防犯講習会等を活用した広報・啓発活動 ○「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発活動（警察署・市町村・民間団体等） ○DV相談窓口用リーフレットの作成 ○若年者向け啓発リーフレット「知っていますか？デートDV」の配布 ○DV防止出前講座の実施（4回） ○県及び県警ホームページによる情報提供
2 暴力防止に向けた学校教育等の推進	○児童生徒の人権感覚を育成する指導者のための研修会の実施（学校種別に計7回） ○全公立小・中・高等学校で各校年1回以上の非行防止教室の実施 ○学習指導要領に基づいた全公立小・中・高等学校における「性に関する指導」の実施 ○「性に関する指導」授業研究会（3回）、指導者研修会（1回）の実施 ○小・中学校長等人権教育研修会、高校・特別支援学校等校長人権教育研修会、小・中学校人権教育担当者研修会、高校・特別支援学校等人権教育担当者研修会での啓発、情報提供（計9回） ○私立学校教職員人権教育研修会での教職員への啓発（11回） ○保育の質向上研修の実施
3 若年者に対する予防啓発の推進	○デートDV防止講座の実施（高校5校、大学1校） ○中学生等向けデートDV防止啓発リーフレットの作成配布（67,000部） ○教職員を対象にしたDV防止学校教育関係者研修会の開催 ○デートDV防止出前講座の実施（9回）
4 子どもに及ぼす影響に関する理解の促進	○子どもの心のケア研修会の開催 ○児童虐待防止サポーター研修の開催 ○人権教育研修会において児童相談所職員による講演、児童虐待対応マニュアルを使った情報提供の実施
基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と支援体制の充実	
1 早期発見のための取組強化	○医療関係者向けリーフレット改訂版の作成 ○高齢者虐待対応専門員の養成研修及び高齢者虐待対応専門員フォローアップ研修の実施（受講者計398名） ○新任生活保護ケースワーカー等対象研修の実施（DV被害者対応含む）○保健師、精神保健福祉指導職員による相談を通じたDVの早期発見及び研修への参加 ○新任民生委員・児童委員研修におけるDVに関する研修の実施 ○人権擁護委員研修会への講師派遣
2 警察における被害防止活動の推進	○警察安全相談窓口等でのDV相談（4,817件）、DV法に基づく援助（932件）、事件検挙（580件） ○再被害防止措置の実施及び実施状況を踏まえた指導の推進 ○警察安全相談員研修、警察学校等における集合研修、幹部講習における研修の実施
3 相談体制の充実	○DV県相談窓口での相談を実施【婦人相談センター、With You さいたま、県福祉事務所女性相談員（1,991件）】 ○市町村相談事例への対応研修（10市町）○男性臨床心理士による電話相談の実施（月1回開催、81件） ○配偶者暴力相談支援センター設置の働きかけ ○市町村支援のための現地訪問（10市） ○配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催（2回） ○女性相談員研修の実施（3回） ○民間団体も含めたDV被害者支援担当者研修の実施 ○インターネット相談の実施（46件） ○デートDV防止講座を活用した相談に対する具体的な指導助言
4 保護体制の充実	○一時保護施設による保護の実施（63件）○母子緊急一時保護事業の実施（0件） ○公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターによる警察と協働した宿泊施設における保護体制の構築 ○警察による一時避難場所確保に係る費用負担制度の実施（37件） ○DV被害者等の緊急一時保護の実施（23件） ○民間支援シェルター等への一時保護委託（8件） ○他の都道府県との連携による婦人相談所及び母子生活支援施設への入所（7件）
5 外国人、障害者、高齢者への配慮	○外国人総合相談センター埼玉での多言語（8言語及びやさしい日本語）による相談【生活全般相談、出入国・国籍、労働問題、法律問題の専門相談（うち婚姻（DV）・離婚関係226件）】、情報提供を実施 ○権利擁護センターにおいて障害者からの相談（DV含む）を担当する相談員の確保（障害者110番相談件数1,608件） ○精神保健福祉センター及び保健所での精神保健相談等に含まれるDVの発見、適切な支援の実施 ○市町村研修会における障害者（障害をもつDV被害者を含む）の円滑な保護についての情報共有及び協力要請 ○介護施設等職員向け高齢者虐待防止研修（1回）、高齢者虐待対応専門員（養成、フォローアップ）研修の実施（受講者計651人） ○介護支援専門員研修の実施（受講者1,447人）
6 関係機関の支援ネットワークの充実	○DV対策関係機関連携会議の開催（2回） ○心理教育プログラム実施に係るブロック連携会議（5回）○市町村DV施策担当者情報交換会の開催（1回） ○県福祉事務所単位の事例検討会（専門性の向上）の実施（4回）
7 被害者に関する個人情報の保護	○全市町村の住民基本台帳事務初級者に対する研修において、DV被害者保護のための支援措置及びその適切な運用について助言（4回） ○各市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした会議等の機会を通じて、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う関係部局との連携及び支援担当者の情報の厳重な管理について、担当職員及び関係部署への周知徹底を図るよう助言 ○市町村DV対策担当課長会議や市町村情報交換会において個人情報の適切な管理について周知・情報提供
8 職務関係者の配慮と資質の向上	○DV被害者支援担当者研修会、実務研修会の開催 ○母子父子自立支援員を対象にした専門研修（事例検討会含む）の実施（3回）○外国人相談員研修会、私立学校教職員人権教育研修会、高齢者虐待防止強化研修会、障害者虐待防止・権利擁護研修会等における二次的被害防止に向けた啓発及び情報提供 ○職務関係者研修会への講師派遣（派遣回数7回） ○地域別事例検討会の実施

基本目標Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

1 住宅の確保に関する支援

○県営住宅優先入居制度（抽選倍率の優遇）による入居の実施 ○公営住宅整備管理研修会における市町村住宅担当者への優先入居の協力を要請 ○宅地建物取引業者が組織する（公社）埼玉県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会埼玉県本部の宅建業者法定研修会で、DV被害者等社会的弱者の住宅確保への協力要請（18回） ○あんしん賃貸○居宅の確保に困難を抱える者に対する民間アパートへの入居支援 ○生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給

2 心の回復に関する支援

○一時保護施設等における継続的な心のケア実施体制の整備（精神科医による相談及びカウンセリング、外部講師による相談員研修の実施） ○グループ相談会「はぐたまカフェ」の開催（2回） ○心のケア電話相談の実施 ○心理教育プログラムの実施（5地区） ○DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託（約100人）

3 就業に関する支援

○ハローワーク、母子・父子福祉センター及び女性キャリアセンター等についての情報提供 ○女性キャリアセンターとの連携による一時保護施設入所者に対する就職支援セミナーの実施（10回）及び個別相談（19人） ○母子家庭の母親等の就職促進のため、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用した職業訓練を実施（入校64人） ○特別の支援を要する家庭の子どもに対する保育所入所の優先的取扱い

4 経済的な支援

○一時保護入所者等に係る生活保護における取扱いを生活保護マニュアルに明記し、各福祉事務所への周知を図り適切な保護実施のための助言指導 ○児童手当、児童扶養手当に関する広報（1回）、市町村事務指導監査における適切な事務処理の指導（32市町村） ○DV被害者に対する結核児童療育給付、小児慢性特定疾病医療給付に係る経済的支援の弾力的な運用 ○福祉3医療（乳幼児医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭医療）の市町村担当者説明会における乳幼児及びひとり親家庭等医療費支給事業のDV被害者等に係る事務取扱研修の実施（3回） ○DV被害者に係る国民健康保険の取扱いについて、国民健康保険事務新任者を対象とした研修会にて講義 ○高齢者虐待に係る介護保険の取扱いについて市町村職員を対象とした高齢者虐待防止研修会などにおいて説明

5 法的手続に関する支援

○日本司法支援センター（法テラス）や弁護士会と連携し、保護命令の申立や離婚及び親権に対する助言・情報提供 ○一時保護施設入所者 への法律相談の実施（10件）

6 地域における支援協力者への支援

○民間支援団体等による「DV防止出前講座」への講師派遣（4団体） ○新任民生委員・児童委員研修におけるDVに関する研修の実施

7 継続した支援

○一時保護施設退所者への相談、支援（90件） ○DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託（約100人）

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

1 早期発見と安全確保

○全児童相談所で管内市町村要保護児童対策地域協議会に参画、連携 ○子どもスマイルネット電話相談（3,407件〈うち子どもの虐待43件〉、子育て相談1,327件） ○スクールカウンセラー（県内382校など）及びスクールソーシャルワーカー（60市町村など）の配置及び市町村が行う相談員配置の助成による教育相談体制の整備 ○人権教育研修会において児童相談所職員による講演、マニュアルを使った情報提供の実施 ○児童相談所の一時保護所及び一時保護委託での一時保護の実施

2 心身の健やかな発達への支援

○心のケア電話相談の実施 ○心理教育プログラムの実施（5地区） ○DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託（約100人） ○各児童相談所・支所に児童心理司を、中央・越谷児相に児童精神科医を配置し治療を実施 ○児童福祉施設では心理的ケアの重要性から心理士（常勤）を配置【児童養護施設（20施設中20施設）、乳児院（4施設中4施設）、母子生活支援施設（3施設中2施設）】 ○保健所において子どもの心に関する専門相談を開設し、子どもやその家族への支援体制を整備、また、関係機関との連絡会議の場を整備し情報の共有やネットワーク化を推進 ○一時保護施設において、同伴児へのメンタルケアを実施。また、子育てに困難を抱えている場合、退所時に、本人の了解を得て関係機関への情報提供を実施

3 保育・就学・学習支援

○特別の支援を要する家庭の子どもに対する保育所入所の優先的取扱い ○私立学校教職員人権教育研修会で適切な情報管理を要請 ○公立学校の管理職、人権教育担当者を対象とした研修会で被害児童生徒に関する適切な情報管理、就学についての情報提供 ○一時保護施設内での保育及びボランティアによる学習指導（保育児童数のべ1,246人、学習参加児童数のべ404人） ○一時保護中の児童が属する学校からの相談に対する助言

基本目標Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進

1 民間団体との連携・協働の推進

○DV対策関係機関連携会議に民間支援団体2団体が参加 ○民間団体のスタッフを研修会や講座の講師として招聘 ○被害者支援事業の一部を民間団体に委託（5団体） ○DV被害者に関わる情報を適切に管理

2 民間団体の育成・支援

○民間団体の活動支援のため補助金交付（6団体） ○民間団体交流会の開催（2回） ○民間団体への情報提供（19回）、広報活動の協力、研修機会の提供 ○「DV防止出前講座」の実施（4団体）

基本目標Ⅵ 施策の推進に必要な調査・研究

1 調査・研究の実施

○外国人支援を行う団体が参加するネットワーク会議への参加を通じて支援について情報交換（8回） ○DV被害者及び同伴児の心理についての調査や面接の実施 ○加害者対策研修会の開催